

記載例

【市街化区域用】

係	係長	課長	局長	会長
決裁年月日	年 月 日			

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

○○○○ 年 ○○月 ○○日

町田市農業委員会 会長 吉川 庄衛 様

下記によって農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定によって届け出ます。

1.届出者

法人の場合は「業種」

氏名(フリガナ)	住所	職業
マチダ タロウ 町田 太郎	町田市中町1丁目20番23号	農業

2.土地の所在、地番、地目および面積ならびに所有者および耕作者の氏名、住所

土地の所在	地番	地目		面積 m ²	土地所有者 氏名・住所	耕作者 氏名・住所
		登記簿	現況			
町田市鶴間字1号	1234-1	畑	畑	150	町田市中町1丁目20番23号 町田 太郎	同左
"	1234-2	田	雑種地	100	"	"
			現況地目は、その土地の現在の状態をそのまま記入			
計		250m ²	(田 100m ² 畑 150m ²)			

市街化/調整	生産緑地	小作(賃貸借)地	はがき
--------	------	----------	-----

3.転用計画

転用の目的	共同住宅	
	工事着工時期	○○○○年○○月○○日
転用の目的に係る事業または施設の概要		軽量鉄骨造2階建て 1棟 8室 1階 200m ² 2階 200m ²
現段階で判明している範囲で、事業または施設の種類、数量および面積、取水または排水施設等について具体的に記入する。		

4.転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

付近に迷惑をかけないように工事をします。

※ 裏面の記載注意および添付書類をよくご確認の上、お届けください。

届出の内容に関する問合せ先

連絡先電話番号 042-722-3111 氏名 森野 一郎

市街化区域内の農地転用届出手続について

農地法第4条第1項第7号に基づく届出(権利の移転や設定を伴わない転用)

提出部数	1部		
宛先	町田市農業委員会 会長		
記載方法	届出者または土地の筆が多数の場合は別紙に記載する。		
添付書類 【全て原本】	必 須	・土地登記簿の全部事項証明書(届出日より3ヶ月以内に法務局・同出張所にて発行されたもの)※コピー、インターネットで出力したものは不可 ・公図の写し(届出日より3ヶ月以内に法務局・同出張所にて発行されたもの)※コピー、インターネットで出力したものは不可	
該当する場合のみ	必 須	・土地登記簿の全部事項証明書の記載と、住所や姓が異なる場合 →(全部事項証明書記載住所と現住所がつながる)住民票・戸籍の附票等 ・相続未登記の場合 →相続関係が確認できる書面(戸籍謄本・除籍謄本等)、家系図および遺産分割協議書の写しまたは相続人全員の同意書 ・親権者、後見人、相続財産管理人、遺言執行者、破産管財人等が届出する場合 →上記代理人であることが確認できる書類 ・共有者の一部が届出を行う場合 →共有者全員の同意書	・地上権、永小作権、質権、賃借権による耕作者がいる場合 →耕作者の同意書 ・区画整理区域内の土地について届出する場合 →仮換地証明および位置図の写し ・筆の一部を転用する場合 →求積図 ※この場合、地目の変更登記が不可能であるため、分筆後の転用をお勧めします。
	必要に応じ、その他参考書類の添付を求める場合があります。		
受理通知書の交付 ※原則届出の翌週金曜日以降に交付、ただし休日等の都合により、変更される場合があります。	届出者本人が受け取る場合	・ハガキ(受理通知書の交付について) ・身分証の提示 ・ご本人の受領印(認印可)押印またはサイン	
	代理人が受け取りにくる場合	・ハガキ(受理通知書の交付について) ・委任状(ハガキの受取人(委任者)の自署、又は記名及び押印がされているもの) ・身分証の提示 ・代理人の受領印(認印可)押印またはサイン	
その他		・転用計画(目的・用途等)が確定していない場合は、届出ができません。 ・他の法令(生産緑地地区・納稅猶予地等)に関する土地については、事前に関係窓口にご相談ください。	農業委員会事務局 TEL 042-724-2169

ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。